

民法（遺言関係）等の改正に関する論点の補充的検討

（前注）本資料は、民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案（以下「中間試案」という。）に掲げられた各案を前提として、現時点での補充的・技術的な整理を試みるものであり、中間試案に掲げられた各案の採否等について検討するものではない。

第1 中間試案第1の1の【甲2案】に関する更なる検討

1 なりすまし防止等のための措置の内容（中間試案第1の1の【甲2案】の（注5）及び（注7）関係）

現在のデジタル技術の水準及びこれを用いた本人確認技術等に対する法制度を踏まえ、

（1）本文④の前半の措置（遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況において口述がされたことを明らかにする措置）として、口述開始前にウェブカメラで遺言者の周囲の状況を撮影させることなどが考えられる一方で、そもそも当該措置を要件とすることをどの程度重視するかを検討すべきであるとの考え方もあり得るところ、どのように考えるか。

（2）本文④の後半の措置（遺言者以外の者が本文②に定める口述をすることができないようにする措置）として、口述を開始する時点で、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「公的個人認証法」という。）の枠組みの下でマイナンバーカードに登録された顔写真データを用いて顔貌認証を行う限度とするとの考え方があり得る一方で、口述の開始から終了までの過程において断続的に生体認証や振る舞い認証の技術を用いて本人認証を行うとの考え方もあり得るところ、どのように考えるか。

2 事後的な改変等を防止するための方策（同【甲2案】の（注6）関係）

本文①の遺言に係る電磁的記録及び本文③の録音等による記録（以下「遺言に係る電磁的記録等」という。）が事後的に改変等されていないことを明らかにすることを確保するための方策として、例えば以下のいずれかがあり得るところ、どのように考えるか。

【 α 】遺言者が遺言に係る電磁的記録等を保管することを前提に、これに付与された電子署名に係る電子証明書の有効期間が経過する毎に、遺言者が再度の電子署名の付与を行う方策

【 β 】民間事業者が遺言に係る電磁的記録等を保管する方策

【γ】遺言者が遺言に係る電磁的記録等を保管することを前提に、遺言者以外の者がそのハッシュ値を保管する方策（注）

【γ－１】民間事業者が保管することを前提に、そのサービスの継続性を確保する方策

【γ－２】公的機関が保管する方策

（注）元となるデータから特定のアルゴリズムによって生成される不規則な文字列をいい、ハッシュ値から元となるデータを復元することが困難である一方で、元となるデータと用いるアルゴリズムが同じであれば同じハッシュ値が得られるという特性を有するため、ハッシュ値を比較することによって、元となるデータが改変されていないことの確認をすることが可能となる。

3 認定制度の要否及び内容（同【甲２案】の（注７）関係）

上記１及び２を踏まえ、本文④の措置に関して提供される民間事業者のサービスについて、認定制度を設けることの要否及びその具体的内容について、どのように考えるか。

（中間試案・抜粋）

第１ 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

１ 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する。

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式

【甲１案】（略）

【甲２案】証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録し、電子署名を行うこと（注１）（注２）。
- ② 遺言者が、①の電磁的記録に記録されている遺言の全文（財産目録を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること（注３）。
- ③ ②の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること（注４）。
- ④ ③の記録をするに当たっては、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること（注５）（注６）（注７）（注８）。

(注1)～(注4) (略)

(注5) 遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の周囲の状況を撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすることが考えられる。また、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の顔貌等を撮影した画像を記録することとしたり、あらかじめ登録した情報に基づき生体認証を行うこととしたりするほか、口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することが考えられる。

(注6) ①の電磁的記録については電子署名を行うことによって、当該記録された情報について改変されていないかどうかを確認することができるものであることは担保されていると考えられるものの、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、①及び③の電磁的記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討する。

(注7) デジタル技術の急速な進展が見込まれること等を踏まえ、④の規律については、法律上必要とされる一定の要件を規定した上で、細目を主務省令に委任するものとすることについて、引き続き検討する。

主務省令に委任する場合の当該省令の規律の在り方については、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言することができるようにし、事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、法律において、④の要件に代えて、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものをとるものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、④の具体的な基準を定めることについて、引き続き検討する。

(注8) (略)

【乙案】・【丙案】 (略)

(補足説明)

1 議論の前提

5 中間試案では、新たな遺言の方式として、遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式のうち、証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずるものとして、【甲2案】が提案されている。

本部会資料の第1は、【甲2案】を含む各案の採否は、次回以降、パブリック・コメントの結果を踏まえて調査審議が行われることを前提として、中間試案において、【甲2案】に関して引き続き検討することとされていた事項について、更なる検討を加え、考えられる方向性や課題を整理したものである。

5

2 本文1(1)（遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置）について

10 中間試案では、（注5）において、「遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置」の具体例として、「口述を開始する時点で、遺言者の周囲の状況を撮影した画像を記録すること」、「民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすること」が記載されている。

15 本措置を実現する具体的な方法について、改めて事務当局において調査等を行ったところ、現時点で、ウェブカメラ越しに民間事業者が確認することも含め、第三者の目で確認する以外の方法で、スマートフォンのウェブカメラのフレーム外に人がいることを検知するための効果的な技術等は把握できなかった。そのため、ウェブ会議の方法によって実施する各種試験の開始の際にとられているように、口述の開始に際して、ウェブカメラ越しで民間事業者の従業員が関与し、利用者にウェブカメラで周囲の状況を撮影させるなどすることを要するとも考えられる。この場合には、民間事業者がそのような措置をとることを確保するため、法令等によって、民間事業者に対し、ウェブカメラ越しに適切な撮影がされていることを確認した上で、口述を開始させるなどの業務を行うことを定めることを義務付けることになると考えられる。また、その他、周囲に人がいない状況を確保するという観点からは、例えば遺言者のみが入ることができる専用ブースを利用するものとする考え方もあり得るものの、設備が提供される必要があるほか、遺言者にとっても専用ブースに赴く負担が生じることとなる。以上を踏まえ、本措置の具体的な内容についてどのように考えるか。

30 また、本措置を方式要件とすることについては、中間試案前の部会において、一般に遺言者がその家族の意向を踏まえて遺言をすることはあり、遺言者以外の者の関与を一切排除する必要はないのではないかとの指摘、遺言者以外の者が立ち会わないことを求めるとしても、そのような措置が技術的に困難であることからすると、要件として記載する必要があるのかについても検討すべきであるとの指摘、自筆証書遺言においても自筆をする時点で親族等が周囲にいるか否かは明らかにならないことからすると、遺言者以外の者が関与しない状況という要件をどこまで重視すべきかについて検討する必要があるとの指摘もあった（補足説明26、27頁）。口述時点に限って周囲に人が

35

いないことを確認することによって利害関係人による不当な影響を排除することには限界があるとも考えられることからすると、本措置を求めないことにも一定の合理性があるとも考えられる。

以上を踏まえ、本措置の要否及び内容について、どのように考えるか。

5

3 本文1(2)(遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置)について

(1) 中間試案では、(注5)において、「遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置」の具体例として、「口述を開始する時点で、遺言者の顔貌等を撮影した画像を記録すること」、「あらかじめ登録した情報に基づき生体認証を行うこと」、「口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認すること」が記載されている。

10

(2) 遺言者以外の者が口述することができないようにする措置として考えられる具体的な方法

15

ア この点についての更なる検討に際し、これまで部会において提供された知見をもとに、事務当局において、現在のデジタル技術の水準やこれに関連する既存の法制度について、調査・検討をしたところ、本文④の措置のうち「遺言者以外の者が口述をすることができない措置」については、民間事業者が、遺言者が口述を開始する時点で、遺言者のマイナンバーカードに登録された顔写真を用いた顔貌認証を行うことを要件とすることで足りるものとする場合には、当該事業者が、公的個人認証法第38条の2第1項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（以下「公的個人認証法施行規則」という。）第64条の5第2号の規定に基づき、マイナンバーカードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と遺言者（当該利用者証明利用者）が同一であることを機器を用いて撮影された遺言者の画像と、マイナンバーカードに表示され、かつ、記録された遺言者の写真を照合することにより確認する方法を用いて、顔貌認証を実施しなければ、本文②の口述をすることができないものとする考えられる。(注1)(注2)(参考1)参照)

20

25

30

イ 他方で、本文④の要件に関し、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置として、口述の開始から終了までの過程において、断続的に生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することを要件とすることが必要であると考えた場合には、現在の公的個人認証法の枠組みでは、このような口述をしている断続的

35

な本人確認を実現することはできない。

事務当局で調査・検討したところ、部会でも紹介されたとおり、いわゆるバックグラウンド認証技術が一部の企業において提供されているところであり、また、偽造攻撃検知技術に関する国際規格が策定され、一定の標準化が図られているところであって、デジタル技術として実用化されつつある状況であるということが出来る。法令上の基準を定めるに当たって、このような国際規格に適合していることを要件として定めることも考えられる。(注3)

(3) なりすまし防止措置の具体的内容の検討

ア 新たな方式による遺言を創設する場合には、現在の技術水準等を前提に実現可能な措置を念頭に検討することが考えられるが、現在の技術水準やデジタル技術を用いた本人確認に関する現行の法制度を前提とした場合には、前記(2)アのとおり、公的個人認証法の枠組みで、マイナンバーカードに登録された顔写真を用い、口述を開始する時点での顔貌認証をすることで、遺言者以外の者が口述をすることができない措置とすることが考えられる。

このような考え方は、「遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置について、中間試案において提案されていた「口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認すること」までは求めないこととするものであり、例えば、口述の開始時点では遺言者本人が顔貌認証を実施するが、その後、口述を実施する段階でフェイク画像により遺言者以外の者が口述するといった不正行為が行われる可能性が考えられる。

もっとも、本人確認に関する他の法制度を参照すると、例えば、犯罪による収益の移転防止に関する法律において、いわゆるマネーロンダリングの防止という高度の本人確認が求められる場面でも、いわゆるバックグラウンド認証までは求められていないということができ、他の法制度との整合性に照らしても、マイナンバーカードに登録された写真による顔貌認証がオンラインでの本人確認の方法として不十分なものとはいえないとも考えられる。(注4)(参考2)

また、本文②の口述を開始する時点での顔貌認証を実施することとすれば、口述の直前まで遺言者本人が関与することが必要となるのであるから、その後に実施される口述の段階で、フェイク画像を用いて遺言者以外の者が口述をすることによって、遺言者の意思に反する形で口述を実施することは極めて困難であるとも考えられ、そのような事例をどの程度想定すべきかも問題になると考えられる。

なお、このような考え方によった場合には、考えられる規律として、本文④は「本文③の記録をするに当たっては、遺言者以外の者が本文②に定める口述をすることができないようにする措置として法務省令で定めるものをとること。」とした上で、法務省令の内容として、「本文④に規定する「遺言者以外の者が本文②に定める口述をすることができないようにする措置」は、遺言者が本文②に定める口述を開始する際に、公的個人認証法第38条の2第1項に規定する当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法によって、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認をすることをいう。」との定めを置くことが想定される。

イ これに対し、一定の国際規格による標準化があることを前提になりすまし防止措置に関する基準を定めることが考えられるものの、このような高度のなりすまし防止措置に関する技術水準は、現時点で確立されたものとはいえず、その信頼性は今後のデジタル技術の進展によって左右され得るものである面があること、このような技術水準を直接法令等で規定する例も限られていることを踏まえると、このような考え方によって、現時点で具体的な立法を行うことには慎重な検討が必要であるとも考えられる。

(4) 以上を踏まえ、本措置の具体的内容についてどのように考えるか。

(注1) 公的個人認証法及び同規則によれば、マイナンバーカードの発行を受けた利用者証明利用者（同法第2条第5項）本人が電子利用者証明（同条第2項）を行うに際して、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に対して届出をした利用者証明検証者（同法第36条第2項）は、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を、機器を用いて撮影された当該利用者証明利用者の画像と、当該利用者証明利用者のマイナンバーカードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明情報利用者の写真を照合することにより確認する方法により行うことができるものとされており、民間事業者が利用者証明検証者となることで、遺言者が電子利用者証明を行うに際して、マイナンバーカードに登録された写真による顔貌認証の方法によることができると考えられる。

なお、公的個人認証サービスを利用することができる利用者証明検証者には、行政機関のみならず、民間事業者もなることができる（同条第1項、第17条第1項第6号）。

そして、利用者証明検証者は、あらかじめJ-LISに対して届出をし、また、J-LISとの間で取決めに締結しなければならないものとされている（同法第

36条第1項、第2項)。また、顔写真による認証をするためには、主務大臣の認可を受けなければならないものとされている(同法第38条の2第1項)。そして、認可に際しては、申請者は、申請に係る確認の実施に関する計画、申請に係る確認の業務の用に供する設備の概要等を記載した申請書を主務大臣に提出し、主務大臣は、当該計画が適正なものであり、申請者が当該計画を確実に遂行することができ、当該設備が基準に適合するものであると認めるときに、当該認可をするものとされている(同条第2項、第3項)。さらに、利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を受けた利用者証明検証者は、当該情報等の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該情報等の漏えいの防止その他当該情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとされ(同法第51条)、当該情報等を確認以外の目的のために利用し、提供してはならないものとされており(同法第53条)、利用者証明検証者やその職員等は、その事務に関して知り得た当該情報等に関する秘密等を漏らしてはならないものとされている(同法第55条)。

(注2) 顔貌認証を実施するに当たって、システム上遺言者から提示されたマイナンバーカードが遺言者本人のものであることを当該マイナンバーカードに記録された氏名、住所等の情報に基づき確認する必要があるところ、その具体的な在り方としては、例えば、この確認をシステム上自動的に実施し、即座に顔貌認証の上で口述を実施することが考えられるほか、民間事業者の従業員等においてこの確認を行い、確認がとれた時点で顔貌認証の上で口述を実施することも考えられる。

(注3) 国際標準化機構(I SO)及び国際電気標準会議(I E C)において、生体認証における国際規格としてI S O/I E C 3 0 1 0 7等が策定され、偽造攻撃検知メカニズムの性能評価に関する原則等が定められ、当該規格に適合しているかを評価する機関も存在している。

(注4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条第1項によれば、金融機関等の特定事業者(同法第2条第2項)は、顧客等との間で、特定事業者の区分によって定められた特定業務(例えば、銀行であれば預貯金契約の締結、為替取引等がこれに該当する。)を行うに際して、顧客等の本人特定事項(自然人の氏名、住居、生年月日)等の確認を行わなければならないとされているが(同法第4条第1項、別表)、その本人確認をオンラインで完結することができる方法の一つとして、写真付き本人確認書類に搭載されたI Cチップ情報と容貌の画像の提供を受ける方法が認められている(同項第1号へ)。

(参考1)

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)

(利用者証明検証者の義務)

第38条 利用者証明検証者は、利用者証明利用者が当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に関して利用者証明用電子証明書の通知を受領したときは、当該利用者証明用電子証明書が第34条第1項又は第35条の1

5 4第1項の規定により効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならない。

2 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該電子利用者証明に用いられた利用者証明利用者符号が当該利用者証明利用者のものであることを示すための措置として主務省令で定めるものを当該利用者証明利用者に求める方法により行わなければならない。

10

3 (略)

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認)

第38条の2 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であって主務省令で定めるものにより行うことができる。

15

2～6 (略)

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）

20

(利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認のための措置)

第64条の4 法第38条第2項に規定する主務省令で定める措置は、第42条第2項又は第59条の3第2項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

25

2 前項の規定にかかわらず、第59条の3第2項の規定により設定した暗証番号の入力については、当該暗証番号の入力に代えて、移動端末設備において設定した生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を移動端末設備の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）の使用とすることができる。

30

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認)

第64条の5 法第38条の2第1項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子利用者証明に用いられた利用者証明検証符号が記録された個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と当該利用者証明利用者が同

35

一の者であることを目視により確認する方法

二 電子利用者証明に用いられた利用者証明検証符号が記録された個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と当該利用者証明利用者が同一の者であることを機器を用いて撮影された当該利用者証明利用者の画像と、当該個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を照合することにより確認する方法（ただし、適切に照合ができなかったときは、前号又は前条各項に規定する方法により本人確認を行う場合に限る。）

（参考２）

10 ○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成１９年法律第２２号）

（取引時確認等）

第４条 特定事業者（第２条第２項第４５号に掲げる特定事業者（第１２条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第２号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二～四 （略）

２～６ （略）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成２０年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）

25 （顧客等の本人特定事項の確認方法）

第６条 法第４条第１項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第１号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか
30 イ～ホ （略）

へ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第１項に規定

する半導体集積回路をいう。以下同じ。)が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト～ヨ (略)

二、三 (略)

5 2～4 (略)

4 本文2 (事後的な改変等を防止するための方策) について

(1) 中間試案では、(注6)において、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、本文①及び③の電磁的記録について更なる改変防止措置をとることの要否について引き続き検討することとされている。

(2) 遺言に係る電磁的記録等の保管主体に着眼した考え方の整理

ア この問題は、主に遺言に係る電磁的記録及び録音等の記録の保管をどのように行うかに関するものであるが、この点に関しては、【α】遺言者が遺言に係る電磁的記録等を保管することを前提に、これに付与された電子署名に係る電子証明書の有効期間が経過する毎に、遺言者が再度の電子署名の付与を行うという考え方と、【β】民間事業者が遺言に係る電磁的記録等を保管するという考え方とがあり得るほか、【γ】遺言者が遺言に係る電磁的記録等を保管することを前提に、民間事業者又は公的機関がそのハッシュ値を保管することも考えられる。

このうち、【α】については、自筆証書遺言書が、保管制度を利用しない限り、通常、遺言者において保管することとされていることと整合的であり、単純な電子署名を再度行うという考え方と、長期署名(ひとつ前の電子署名の有効性に関する情報等も含めた全体に対しての電子署名)を行うという考え方とがあり得るが、後者の電子署名については、誰でも手軽に行うということは現時点では必ずしも容易ではないとも考えられる。

【α】によれば、保管を担当する民間事業者の事業の終了等のおそれを考慮する必要がないというメリットがある一方で、遺言に係る電磁的記録等を紛失するおそれ自体を防止することはできず、また、遺言者が一定期間毎に電子署名を付与し直すことによる負担が増加し、電子署名の再付与を失念した場合には遺言の効力が失われるとも考えられ、さらに、電子署名を再付与する時点で、遺言者が意思能力を喪失するなどの理由で電子署名をすることができない場合に、遺言の効力が失われることとなるとすると、有効な遺言を残すことが困難になるなどのデメリットがあると考えられる。このほか、その電子署名の付与がされていることを遺言執行時に確認するに当たっては、その電子署名に係る電子証明書の有効性を確実に確認することができるかが課題となるほか、同一人が複数回行

った電子署名又は長期署名を検証することのできるシステム環境を遺言執行を受ける金融機関等において構築することができるかどうかも課題となると考えられる。(注1)

【β】については、民間事業者において、適切な保管措置がとられる限りで紛失、改変のおそれがないという意義がある一方で、特に口述の状況を録音に加え録画により記録することとした場合には、民間事業者が遺言に係る電磁的記録等を保管する負担が増大し、また、民間事業者の事業の終了等により遺言に係る電磁的記録等が失われるおそれがあり、民間事業者の認定、監督等の必要性が問題となる。

【γ】は、遺言に係る電磁的記録等は遺言者において保管することを前提に、そのハッシュ値のみを遺言者以外の者が別途保管し、事後的にハッシュ値を比較することを可能とすることにより、当該電磁的記録が改変されていないことを確認することができるようにするものであるが、データ量が軽くなる点で民間事業者等における保管に適すること、遺言者が電子署名の再付与を行うことによる負担等が生じないこと、民間事業者の保管の負担が抑えられることなどのメリットがあるといえることができる。他方で、遺言に係る電磁的記録等の紛失のおそれがあることに変わりはなく、また、民間事業者の事業の終了等によりハッシュ値が失われるおそれは残り、民間事業者の認定、監督等の必要性が問題となる。さらに、遺言者において保管していた遺言に係る電磁的記録等が改変された場合には、そのハッシュ値を算出したとしても、保管されていたハッシュ値と異なることとなり、そして、保管されていたハッシュ値からは改変前の遺言は再現できないため、改変前の遺言の内容が不明となり、遺言が無効になる可能性があるとも考えられる。

イ 【β】及び【γ】については、民間事業者の事業の継続性が問題となる。そのため、電子記録債権法における電子債権記録機関についての規律や、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という。）における認定認証事業者についての規律等を参考に、民間事業者に十分な組織的・財産的基盤を確保し、万一、民間事業者が事業を継続することができなくなったときは、必要な情報が適切に別の民間事業者に承継される制度を設けることが考えられる（【γ】におけるこの考え方を【γ－1】という。）。もっとも、【β】又は【γ－1】については、電子記録債権と同様の安定性を確保することができるというメリットがある一方で、電子記録債権と異なり、遺言の場面に限定された民間事業者の監督等のために上記のような仕組みを設けることが政策として合理的かが問題となるとも考えられる。(注2)

他方で、【 γ 】においては、遺言がその作成後効力を生じるまでに比較的長期間を要することもあることを踏まえ、遺言に係る電磁的記録等のハッシュ値を公的機関において保管することも考えられる（【 $\gamma-2$ 】という。）。

この考え方を具体化すると、民間事業者は、遺言者に本文④の措置を提供したときは、公的機関に対して遺言に係る電磁的記録等のハッシュ値や遺言者（その死亡後にハッシュ値の請求をすることができる者も含む。）を特定するために必要な情報を提供し、その保管を申請するものとし、当該申請を受けた公的機関は、当該ハッシュ値を保管するものとするのが考えられる。そして、遺言者の死亡後、その相続人や遺言執行者は、公的機関に対し、保管されているハッシュ値の提供を受けることができるものとする。相続人等が保有する遺言に係る電磁的記録等のハッシュ値と公的機関に保管されていたハッシュ値を比較対照することで、遺言に係る電磁的記録等の改変の有無を確認することができる。【 $\gamma-2$ 】については、保管されたハッシュ値について紛失、改変のおそれがないというメリットがある一方で、上記アに記載した【 γ 】についてのデメリットのほか、公的機関に遺言に係る電磁的記録自体を保管する【乙案】と類似する上に、ハッシュ値を保管するための情報処理システムを構築・運用する必要が生ずるため、両案を併存させる必要があるのかなどが問題となるとも考えられる。また、ハッシュ値を比較対照するに当たっては、公的機関に保管されたものと同じハッシュ関数に基づいて、相続人等が保有する遺言に係る電磁的記録等のハッシュ値を算出した上で、そのハッシュ値と公的機関に保管されているハッシュ値との同一性を確認する必要があるが、遺言の執行に際してその確認をどのように行うかも問題となると考えられる。

このほか、中間試案前の部会においては、コンソーシアム型のブロックチェーンなどのデジタル技術を活用する方策などが考えられるなどの指摘があったが、他の民間事業者が利用者の情報にアクセスすることが可能となるおそれがあるため、慎重な検討が必要であるとも考えられる。

(3) 関連する問題点

ア 【 β 】、【 $\gamma-1$ 】又は【 $\gamma-2$ 】において、民間事業者又は公的機関における保管を要するものとした場合には、当該保管が開始されたことを遺言が有効であるための要件と位置付ける必要がある。

イ また、遺言に係る電磁的記録に遺言者が電子署名を行うものとしていること（本文①）との関係で、中間試案前の部会の議論では、当該電子署名に係る電子証明書に有効期間があることから、作成後、有効期間が経過

しない程度に近い時期にその有効性検証を行う機会が必要となるとの指摘があった。このような指摘を踏まえると、当該電子署名の有効性は、本文③の措置を提供する民間事業者が検証することが考えられる。

具体的には、【 α 】では、電子署名の再付与の際に検証を行い、その検証結果を遺言に係る電磁的記録等とともに遺言者において保管すること、【 β 】では、本文②の口述の際に検証を行い、検証結果を遺言に係る電磁的記録等とともに民間事業者において保管すること、【 γ 】では、本文②の口述の際に検証を行い、検証結果を遺言に係る電磁的記録とともに遺言者において保管するとともに、それらのハッシュ値を民間事業者等において保管することがそれぞれ考えられる。

ウ このほか、遺言の執行の場面では、遺言に係る電磁的記録等について、民間事業者のサービスを利用して作成されたものであることを証明する必要があるほか、上記イの検証結果についても、民間事業者が検証したものであることを証明する必要がある。これらについても、同様に、【 α 】では、その電子証明書を遺言者において保管すること、【 β 】では、民間事業者で保管すること、【 γ 】では、その電子証明書を遺言者において保管するとともに、遺言に係る電磁的記録等とともにそれらのハッシュ値を民間事業者等において保管することが考えられる。

(4) 以上を踏まえ、事後的な改変等を防止するための方策について、どのように考えるか。

(注1) 電子証明書は本人の死亡等により失効することから、遺言者が単純な電子署名を再度行う方法による場合には、遺言の執行の時点で、その電子証明書の有効性を確認することができないこととなる。また、長期署名による場合には、長期署名に係る時刻認証業務に関する総務省の認定を受けた民間事業者の電子証明書が用いられることとなると考えられるが、遺言の執行がその電子証明書の有効期間の経過後やその民間事業者の認定更新後となった場合には、その電子証明書の有効性を確認することができないこととなる。

(注2) 電子記録債権法上の電子債権記録機関については、その指定の要件として、①取締役会、監査役会等、会計監査人を置く株式会社であること、指定を取り消された日から5年を経過しない者であること等の欠格事由に該当しないこと、定款及び業務規程が法令に適合し、電子債権記録業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること、電子債権記録業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、電子債権記録業に係る収支の見込みが良好であると認められること、その人的構成に照らして、電子債権記録業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められ

ること、が必要とされている（同法第51条第1項）。また、主務大臣は、電子債権記録機関に対し、その業務又は財産に関する報告を命じ、検査をする権限（同法第73条）、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命じる権限（同法第74条）、その指定を取り消す権限（同法第75条）等を有する。

さらに、電子債権記録機関がその指定の取消しを受けるなど、電子債権記録業を適正に継続していくことが困難となるときは、主務大臣は期限を定めて電子債権記録業を他の株式会社に移転することを命じる権限を有する（同法第76条）。

また、電子署名法上の認定認証事業者については、その認定の要件として、認定を取り消された日から2年を経過しない者であること等の欠格事由に該当しないこと（同法第5条）等が必要とされているほか、認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、期間の経過により効力を失うこととされ（同法第7条、電子署名及び認証業務に関する法律施行令第1条）、認定認証事業者の事業の全部を譲り受ける等した者は、その認定認証事業者の地位を承継することとされている（同法第8条）。

5 本文3（認定制度の要否及び内容）について

(1) 中間試案では、（注7）において、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言することができるようにし、事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、法律において、本文④の要件に代えて、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が本文②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものとするものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、本文④の具体的な基準を定めることについて、引き続き検討するものとされている。

(2) なりすまし防止措置に関する技術水準を充たすことを確保するための認定制度の要否

中間試案の上記記載の趣旨は、一般国民にとって、本文④の措置に関して提供されるある民間事業者のサービスが、法令の定める技術水準に適合したものであるかを判断することは容易ではないと考えられることを踏まえ、あらかじめ行政庁によって、当該サービスが法令の定める技術水準に適合したものであることを認定し、これを公示することによって、遺言者が適切なサービスを選択することを容易にし、遺言が法令に定める技術水準に適合しないことを理由に事後的に無効となることを防止することにあると考えられる（中間試案の補足説明28、29頁）。

前記2で検討したとおり、本文④の措置として、「遺言者以外の者が本文

②に定める口述をすることができないようにする措置」を要するものとした上で、その具体的内容として、本文②の口述を開始する時点で、公的個人認証法の枠組みで、マイナンバーカードに登録された顔写真を用い、口述を開始する時点での顔貌認証をすることで、遺言者以外の者が口述をすることができない措置とする場合には、民間事業者は同法に基づく主務大臣の認可を受けることとなるが、前記3(2)アのとおり、当該民間事業者（利用者証明検証者）が、利用者証明用電子証明書の有効性に関する確認情報を取り扱うに当たって必要な体制及び監督に関する規律が設けられ、また、マイナンバーカードに登録された写真による顔貌認証の方法を実施するための技術水準を充たしていることを確保するために必要な体制及び監督に関する規律が設けられているということができる。また、当該認可を受けなければ、当該サービスを提供することができないため、遺言者が、当該サービスが法令の定める技術水準に適合した適切なサービスを利用することができるから、別途、顔貌認証に係る認定制度を設ける必要はないとも考えられる。

他方で、なりすまし防止措置について、口述の開始から終了までの過程において生体認証や振る舞い認証の技術を用いて本人認証を行うとの考え方に立った上で、これに関する技術水準を主務省令で定めることとする場合には、公的個人認証法等の枠組みによることはできない。そのような観点から認定制度を設ける場合には、いわゆるバックグラウンド認証技術のような技術を念頭に、一定の国際規格に準拠して主務省令等において基準を定めた上で、民間事業者が提供するサービスが当該基準を満たしているか否かを審査するとともに、適正な業務が行われるために必要な体制及び監督に関する規律を設ける必要があると考えられるものの、技術的観点から基準を定めること及び具体的な審査についても高度な知識と体制を要し、現時点においてはそのような新たな認定制度を創設することは現実的ではないとも考えられる。

(3) その他の措置を適正に行うことを確保するための認定制度の要否

仮に技術水準への適合性の観点から認定制度を設けることを要しないとしても、民間事業者の役割に照らして、（技術水準への適合性以外の観点から）民間事業者のサービスを実施する体制等が整備されていることを明らかにするために、事前の登録や行政庁による認定等を行う制度を設ける必要があるとも考えられる。

すなわち、前記4で検討したとおり、【β】民間事業者が、遺言に係る電磁的記録等を保管することとした場合や【γ-1】民間事業者が、ハッシュ値を保管することとした場合には、業務の継続性に関する法令の定めを遵守していることを確保するため、事業計画の届出等が必要になるとも考え

られる。

また、【γ－2】民間事業者が、ハッシュ値を公的機関に保管することとした場合には、民間事業者が一定の業務を行うことが必要となることから、当該業務の遂行に必要な体制が整えられていることの届出等が必要になる

とも考えられる。
もっとも、以上のような認定制度を設けるに当たっては、技術水準を充たしているかという観点からの認定・監督までは要しないものの、一定の認定制度が必要となることから、遺言の利用件数や今後の利用件数の見込みに照らして、合理的なものといえるかを検討する必要があるとも考えられる。

(4) 以上を踏まえ、認定制度の要否及び内容について、どのように考えるか。

第2 ウェブ会議によることを認める要件についての更なる検討（中間試案第1の1の【乙案】の（注3）及び【丙案】の（注4）関係）

1 普通の方式における新たな遺言の方式に係る【乙案】又は【丙案】（公的機関で電磁的記録又は書面を保管して遺言をする方式）においては、「相当と認めるとき」にウェブ会議の利用が認められるものとされているところ、例えば以下のような考え方の方向性について、どのように考えるか。

【α】ウェブ会議の利用を広く認めつつ、特にウェブ会議の利用が相当でない限定された場合についてはその利用を認めないものとする考え方

【β】ウェブ会議の利用を認める必要性があり、かつ、ウェブ会議の利用が相当でない一定の要件に該当しないことを要件とする考え方

2 上記1に関連して、【乙案】及び【丙案】の方式による遺言、公正証書遺言並びに死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言の新たな方式による遺言において、成年被後見人がする遺言における医師の立会い及び口がきけない者がする遺言における通訳人の通訳がされる場合に、ウェブ会議の利用を認めるか否かについて、どのように考えるか。

（中間試案・抜粋）

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する。

【甲案】 （略）

【乙案】 遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管して遺言する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとす

る。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録し、電子署名を行うこと（注1）。
- ② 遺言者が、電子情報処理組織を使用する方法（オンラインの方法）により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすること（注2）。
- ③ 公的機関が、申請人（遺言者）に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項に係る情報（電子署名に係る電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等）等）の提供又はこれらの事項についての説明を求めること。
- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の電磁的記録に記録された遺言の全文（財産目録を除く。）を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。（注3）（注4）（注5）
- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の電磁的記録を保管すること。

（注1）・（注2） （略）

（注3） どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

（注4） （略）

（注5） 遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

【丙案】電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管して遺言する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること（注1）。
- ② 遺言者が、公的機関に対し、①の遺言書、申請書及び添付書類を提出して、保管の申請をすること（注2）（注3）。
- ③ 公的機関が、申請人（遺言者）に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定め

る事項を示す書類（マイナンバーカード等）の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めること。

- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文（財産目録を除く。）を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。（注４）（注５）（注６）

- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の遺言書を保管すること。

（注１）～（注３） （略）

（注４）どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

（注５） （略）

（注６）遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

第４ 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

２ 作成方法の規律

- (2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、以下の各案のうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する（注２）（注３）（注４）（注５）（注６）。

（注２）・（注３） （略）

（注４）各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことができるものとするを前提としている。

（注５）遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとするのが考えられる。

（注６） （略）

ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録

画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録し、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【乙案】 (略)

イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録すること。

【乙案】・【丙案】 (略)

(公証人法(明治41年法律第53号(民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第53号)による改正後のもの))・抜粋)

(通訳人)

第29条 公証人は、嘱託人が日本語に通じない場合又は嘱託人が聴覚、言語機能若しくは音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることが困難であり、かつ、当該嘱託人が視覚障害その他の障害により視覚により表現を認識することが困難である場合若しくは当該嘱託人が文字を理解することが困難である場合において、公正証書を作成するときは、通訳人に通訳をさせなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による通訳等)

第31条 前二条の場合において、公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人並びに嘱託人及び通訳人又は証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせ、又は証人を公正証書の作成に立ち会わせることができる。

(公正証書の記載又は記録の方法)

第37条 公証人は、公正証書を作成するには、その聴取した陳述、その目撃した状況そ

の他の自己の実験した事実及びその実験の方法を記載し、又は記録しなければならない。

2 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者（嘱託人（公証人が通訳人に通訳をさせ、又は証人を立ち会わせた場合にあっては、嘱託人及び当該通訳人又は当該証人）をいう。第40条第1項、第3項及び第5項、第52条第2項並びに第53条第4項において同じ。）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、前項の事実の実験を行うことができる。ただし、当該申出をした嘱託人以外に他の嘱託人がある場合にあっては、当該他の嘱託人に異議がないときに限る。

3 前項の規定は、民法（明治29年法律第89号）第465条の6第1項（同法第465条の8第1項において準用する場合を含む。）の公正証書を作成する場合については、適用しない。

（補足説明）

1 検討の必要性

(1) 遺言者のウェブ会議の利用について

5 中間試案第1の1の【乙案】及び【丙案】のそれぞれの本文④では、遺言者が公的機関に出頭して遺言の全文（財産目録を除く。）を口述する際、「公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。」とした上で、【乙案】の（注3）及び【丙案】の（注4）において、「どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。」と記載されている。

その具体的内容については主務省令又は通達等により定めるものとすることが考えられるところ、【乙案】又は【丙案】を創設することとした場合に、ウェブ会議の利用を認める場面について検討を深める必要がある。

15 なお、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式である【甲1案】については、（注6）において、ウェブ会議の方法により証人が立ち会うことができるものとするについて引き続き検討するとされており、本部会資料における検討も踏まえた上で更なる検討を要すると考えられることから、本部会資料では検討の対象としていない。

20 (2) 医師及び通訳人のウェブ会議の利用について

中間試案では、【乙案】又は【丙案】の方式による遺言並びに死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言の新たな方式による遺言では、一定の場合にウェブ会議を利用して遺言をする案が検討されており、また、公正証書遺言につ

いては、公証人法（改正部分は令和7年10月1日施行予定。）により、一定の場合に遺言者がウェブ会議を利用して遺言をすることができることとなる。

その上で、これらの方式において、成年被後見人又は口がきけない者が遺言をする場合には、医師の立会い又は通訳人の通訳が必要となる場合がある。そして、遺言者以外のこれらの者についても、ウェブ会議を利用した立会い又は通訳を認めることも考えられ、そこで、ウェブ会議の利用を認める場面について、上記(1)の検討と併せて検討することが考えられる。

2 他の制度におけるウェブ会議の利用に関する規律について

(1) 公正証書（公正証書の作成）及び不動産登記（附属書類の閲覧）について
公証人法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの。以下同じ。）では、公証人において、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって作成手続を行うことができるとされている（公証人法第37条第2項、第40条第3項）。

そして、ウェブ会議等の取扱いにおいて留意すべき事項を定めた「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部（公正証書のデジタル化関係）の施行に伴う公証事務の取扱いについて」（令和7年9月12日法務省民総第766号法務省民事局長通達）（以下「令和7年通達」という。）では、公証人が、ウェブ会議の利用の可否を判断するに当たっては、その必要性和許容性とを総合的に勘案して判断しなければならないとした上で、公証人は、遺言者の本人確認、真意の確認、判断能力の確認等を適切に行うことができるかどうかという観点によりウェブ会議により手続を行うことの許容性を判断することとされており、その際、紛争予防の観点も加味して判断することとされている。そして、公正証書のうち特に公正証書遺言については、公証人が遺言者と対面し、その態度や表情等も観察した上でそれらの確認等を行う必要がある場合も多いとも考えられ、令和7年通達においては、公正証書遺言のうち遺言能力の有無について問題となりやすい高齢者による遺言等について、ウェブ会議の利用につき特別に慎重な判断を要する類型に当たると位置付けられている。（注1）

他方で、例えば不動産登記におけるウェブ会議による登記簿の附属書類の閲覧については、請求人からの申出があり、当該申出を相当と認めるときはウェブ会議の利用が認められており、具体的には、閲覧の請求対象の書類の分量や登記所内の事務処理体制、通信機器の状況等から、ウェブ会議によ

る閲覧を実施することについて支障がないと判断したときは、申出を相当と認めることとした上で、閲覧請求者の本人確認を行うとともに、第三者が閲覧に同席していないことを確認してウェブ会議による閲覧を実施することとされている。(注2)

5 (2) 公証人法の下での医師及び通訳人について

公正証書遺言の作成について、ウェブ会議を利用して医師の立会いを認める旨の明文の規定はないところ、令和7年通達により、成年被後見人の遺言に係る公正証書の作成に当たっては、遺言者の事理弁識能力の有無を極めて慎重に確認する必要がある、関係者が一堂に会して手続を行う必要があること、医師による署名・押印を求めていることから、ウェブ会議の利用を認めることは相当ではないとされており、成年被後見人による公正証書遺言については、引き続き、書面をもって作成することとされている。(注3)

他方で、通訳人については、公証人は、遺言者からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議を利用して通訳をすることができることとされている(公証人法第31条、第37条第2項)。

(注1) 令和7年通達の具体的内容

公証人は、ウェブ会議に際して、嘱託人と通話者とが同一人であることを確認するものとされ、具体的には、あらかじめ書面(実印が押印され印鑑証明書が添付されたもの)又は電磁的記録(電子署名が行われ電子証明書が添付されたもの)を、官公署の作成した嘱託人の顔写真付きの身分証明書の写しとともに送付させた上で、画面上で当該身分証明書の原本を提示させるなどした上で当該画面を保存するなどとされている。

その上で、ウェブ会議の利用の申出については、以下のように判断するものとされている。

「4 申出に関する相当性の判断

公証人は、ウェブ会議の利用の可否を判断するに当たっては、その必要性と許容性とを総合的に勘案して判断しなければならない。

(1) 必要性について

原則としてウェブ会議の利用の申出の内容等により必要性を判断する。

なお、公証役場への出頭という手間やコストが不要となることに加え、嘱託人による申出が前提となることからすれば、基本的に、ウェブ会議の利用の必要性があることは一定程度肯定することができるが、以下のような場合には、より高度の必要性を認めることができると考えられる。

ア 列席者の心身の状況、就業状況、地理的状況等に鑑み公証役場に出向

くことが困難な場合

イ 規則第30条第1項各号に掲げる事由があること等により、列席者が他の列席者と対面しないことを希望する場合

ウ 列席者が多数に上るなどの事情により、対面による手続を行うためのスケジュールの調整が困難な場合

エ 感染症予防等の理由により列席者の所在する施設への外部者の立入りが許されない場合

(2) 許容性について

嘱託人の本人確認、真意の確認、判断能力の確認等を適切に行うことができるかどうかという観点により許容性を判断する。

イ 特別に慎重な判断を要する類型

(ア) 遺言公正証書のうち、次に掲げる例のように事後的に紛争となる蓋然性が高いと考えられるもの

a 遺言能力の有無について問題となりやすい高齢者による遺言

b 遺言能力に影響を及ぼす可能性のある病気・症状の診断を受けている者の遺言

c 複数の推定相続人のうち一部の者のみに合理的な理由なく財産の全て又はその大部分を遺贈し又は相続させる内容の遺言

d 公証人に対する事前相談が、遺言の内容について利害関係を有する一部の親族等を通じてされている遺言

ウ 事案に応じた慎重な判断を要する類型

(ア) 遺言公正証書のうち、次に掲げる例のように事後的に紛争となる蓋然性が低いと考えられるもの

a 遺言能力について問題となるおそれの少ない中年層の遺言

b 推定相続人のいない遺言者が慈善団体に遺贈する内容の遺言

c 高齢者であっても医師の診断書により判断能力が十分にあることを客観的に確認することができる遺言者の遺言

5 利害関係者の関与

規則第23条第2号では、ウェブ会議によって公正証書を作成するときは、公証人は、通話者の所在する場所の状況がウェブ会議によって手続を実施するために適切なものであることを確認しなければならないとされているところ、特に、遺言公正証書の作成等においては、嘱託人が自由な意思の下で真意を述べることができる環境を確保し、利害関係者が立ち会うことのないように配慮する必要があることから、ウェブ会議を行うに当たっては、以下の点に留意する。

(1) 嘱託人の周囲に利害関係者がいないことの確認

公証人は、次に掲げる方法例を参考に、利害関係者によって嘱託人の真意に基づく発言が妨害されていないことを確認するものとする。

ア ウェブ会議の開始時や途中の任意の時点において、嘱託人にカメラを操作させ、周囲の全方位を撮影させることにより、周囲に利害関係者がいないことを確認する方法

イ 嘱託人が病院、老人ホーム等の施設に入居している場合にあっては、その部屋に当該施設の関係者以外の者が立ち入ることのできない状況であることを当該施設の関係者に確認する方法

ウ 公的機関等の中立的な第三者の協力を得て、利害関係者が立ち入ることのできない場所を確保し、その場所でウェブ会議を行う方法

(2) 利害関係者の排除の要請が特に高いと認められる場合

公証人は、利害関係者の排除の要請が特に高いと認められる場合には、原則として、証人を嘱託人と同じ場所に所在させることとする（ウェブ会議によって遺言公正証書を作成する場合において、証人が嘱託人と同席しているときは、その旨を公正証書に記載し、又は記録する（規則第24条第10号）。）。

(3) 利害関係者の関与が疑われる事象が発生した場合

公証人は、利害関係者の関与が疑われる事象が発生した場合には、ウェブ会議による公正証書の作成を行わないものとする。」

（注2）不動産登記規則第203条第3項では、「登記官は、法第211条第3項又は第4項の規定による登記簿の附属書類の閲覧をさせる場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧をさせることができる。」旨規定した上で、当該規定を受けた通達（「不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」（令和6年6月18日付け法務省民二第826号民事局長通達））では、登記官は、閲覧の請求等の内容から、ウェブ会議による閲覧を実施することについて支障がないと判断したときは、「申出を相当と認める」こととしてウェブ会議による閲覧を実施することとされ、更にウェブ会議による閲覧の申出に係る審査の詳細を「ウェブ会議による登記簿の附属書類等の閲覧に係る不動産登記事務等の取扱要領の制定について」（令和6年6月18日法務省民二第827号法務省民事局民事第二課長通知）で定めている。

同通知は、閲覧者の本人確認を行うとともに、第三者が同席しないことを確保するものとするほか、職員の事務上の支障がある場合にウェブ会議による閲覧を認めないものとしている。

(注3) 令和7年通達の具体的内容

「(2) 成年被後見人による遺言公正証書の作成

成年被後見人による遺言については、医師二人以上の立会い及び署名・押印が必要とされている(民法(明治29年法律第89号)第973条)。
当該遺言に係る公正証書の作成に当たっては、遺言者の事理弁識能力の有無を極めて慎重に確認する必要がある、関係者が一堂に会して手続を行う必要があること、医師による署名・押印を求めていることから、ウェブ会議の利用を認めることは相当ではない。

なお、成年被後見人による遺言公正証書については、改正法の一部施行後も、法第36条第2号に該当するものとして、引き続き、書面をもって作成することとなる。」

(3) 【乙案】及び【丙案】における手続の趣旨を踏まえた考え方の方向性

上記(1)によれば、公正証書においては、嘱託人の本人確認を行うことに加えて、公正証書の作成が嘱託人の真意に基づくものであることの確認を行うほか、嘱託人の判断能力についても確認することを前提として、そのような実質的な審査を行う観点からウェブ会議の利用について厳格な要件とされていると考えられ、具体的には、一般にウェブ会議利用の必要性を考慮するものとされ、さらに、許容性という観点からは、特に遺言について、判断能力に影響を及ぼす年齢や疾患の有無に加えて、紛争を生じる蓋然性のある内容や経緯の有無を考慮するものとされており、その上で、嘱託人(遺言者)の周囲に利害関係人がいないことを確保するものとされている。

他方で、不動産登記における附属書類の閲覧については、本人確認及び閲覧請求権者以外の者による閲覧の防止という観点の限度でウェブ会議利用の可否が整理されている。

これらを踏まえると、【乙案】及び【丙案】においては、ウェブ会議を利用して、本人確認のほか、遺言者が遺言の全文を口述することによる意思の外形的な確認を行うものとされていることから、この趣旨が害されない限度でウェブ会議の利用を認めることとすれば足りるとも考えられる。他方で、利害関係人による不当な影響を排除する必要性や、紛争が生じる可能性をも考慮する場合には、公正証書遺言におけるほどには厳格としないとしても、出頭を原則としつつ一定程度厳格な要件の下で利用を認めることも考えられる。

3 【α】について

(1) 概要

【α】は、ウェブ会議の有用性を重視し、【乙案】又は【丙案】の方式による遺言をする場合においてウェブ会議の利用を広く認める考え方である。

【乙案】又は【丙案】では、遺言者の遺言能力等は公的機関の審査の範囲に含まれず、公的機関は、遺言者の本人確認のほか、真意性の担保等を図るための口述の有無を外形的に確認するにすぎないことを前提とすると、ウェブ会議では対面と比べて入手できる情報量に一定の差があることを踏まえても、対面での審査をしなければ保管の適否について判断することができない場面が多いとはいえないと考えられることから、広くウェブ会議の方法を認めることに原則として支障はないとの考え方に基づくものである。なお、遺言者による申出を要件としていることから、その限度で遺言者にウェブ会議を利用する必要性があることを前提としている。

他方で、ウェブ会議によっても本人確認を行うことには基本的には支障がないと考えられる一方で、「相当と認めるとき」に当たらない場合としては、外形的な遺言者の意思の確認が困難な程度に遺言の全文の口述が困難な場合が考えられる。

(2) 基本的な考え方

公的機関においては、ウェブ会議を利用する場合であっても、基本的には、他人によるなりすましを防止するなどして、適切に本人確認を行うことができると考えられる。すなわち、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書の提供等を求めて本人確認をすることに加えて、例えば、公的機関において、顔写真付き本人確認資料の写しの事前提供を求めるとともに、ウェブ会議の際には、画面越しに当該本人確認書類の原本を提示することを求めた上でその顔写真とウェブ会議の画面に映っている遺言者の顔とを照合することとし、遺言者の了承を得て当該本人確認資料の写し及びウェブ会議の画像キャプチャを申請書類等と共に保存し、事後になりすましの疑義が生じた場合等には、申請書類等と同様に、遺言者や相続人等が閲覧することができるものとするのが考えられる。

また、高度なデジタル技術等を悪用したなりすましがされるおそれがあるとの指摘もあり得るが、これに対しては、例えばウェブ会議中に首振り等のランダム動作を求めるなど、技術状況を踏まえた対策を講ずることも考えられる。

なお、上記2のとおり、公正証書遺言においては、公証人が、遺言者の遺言能力を含め、遺言者が真意に基づいて口述するかどうかを実質的に判断する必要がある、そのために様々な観点から公証人と遺言者との間でやり取りをすることが想定されており、対面で行うことが必要かつ相当な場面が多いと考えられるのに対し、【乙案】又は【丙案】では、公的機関が遺言

者の本人確認及び口述の有無の外形的な確認をするのみであるから、公証人において求められる遺言者とのやり取りとは大きく異なるものであると考えられる。また、公正証書遺言の場合には、公証人は、公証役場以外の場所で作成することができる（公証人法第49条）とされており、公証人が遺言者の自宅や老人ホーム、介護施設、病院等へ出張して公正証書遺言を作成することができるのに対し、【乙案】又は【丙案】における公的機関の職員が遺言者の自宅等へ出張することは、公的機関の人的体制及び遺言者の手数料負担等を踏まえると困難であると考えられることを踏まえると、公正証書遺言と比べてウェブ会議を認める必要性も高いとも考えられる。

(3) ウェブ会議の利用を認めない場合について

ウェブ会議の利用を広く認める【α】の考え方によれば、利用を認めない場合としては、遺言者が使用する機器の故障や通信障害等により、遺言の全文の口述自体や本人確認を適切に行うことができず、それによる外形的な遺言者の意思の確認がウェブ会議をもっては困難な場合が挙げられる。

保管を担当する公的機関は、公証人のようにさまざまな事情を総合考慮して実質的な判断を行うことは困難であると考えられることから、法令又は通達に外形的な要件を明確に定めた上で外形的・画一的に判断するものとするのが考えられるところ、遺言者の真意に影響を及ぼす事情について適切な一律の要件を定めることは困難とも考えられる。そうすると、例えば、遺言者がウェブ会議を利用して保管申請をした場合について、ウェブ会議利用を認める要件を定め、これに該当するか否かを事前に審査するのではなく、例えば、本人確認及び遺言の全文の口述等の手続を進める過程において、外形的な遺言者の意思の確認が困難な事情が認められた場合に、遺言者に出頭を求め、出頭に応じないときは保管の申請を却下することなども考えられる。

4 【β】について

(1) 概要

【β】は、ウェブ会議の有用性を認めつつ、他人が遺言者になりすますおそれや、利害関係者等が判断能力の減退した遺言者に不当な働き掛けをするおそれ等を重視し、公的機関での対面の手続を原則とし、ウェブ会議を利用する必要性が認められることを要件とした上で、かつ、ウェブ会議の利用が相当でない一定の要件に該当しないことを要件とする考え方である。

公正証書遺言について、公証人が遺言者本人の真意の確認、判断能力の確認を適切に行うため、ウェブ会議の利用の許容性を慎重に判断すべきであるとされ、利害関係者が立ち会うことのないよう配慮が求められているの

と同様、【乙案】又は【丙案】において、他人が遺言者になりすますリスクや、遺言者が遺言の全文を口述する際に遺言者以外の者が立ち会って当該者が遺言者の真意に不当な影響を及ぼすリスクを重視し、こうしたリスクをウェブ会議の手続の中で取り除くことが困難であると考えて、ウェブ会議を利用する必要性があり、かつ、ウェブ会議の利用に適さない類型に該当しない場合にのみウェブ会議の利用を認めるべきであるとの考え方に基づくものである。

(2) 基本的な考え方

まず、ウェブ会議の利用を認める必要性の観点からは、ウェブ会議による必要性が特に高いと認められる場面の具体的な要件を設け、その要件に該当する場合にウェブ会議の利用を相当と認めることとするとも考えられる。具体的には、例えば、「遺言者の心身の状況、就業状況、地理的状況等に鑑み公的機関に出向くことが困難な場合」といった事情が認められることを、ウェブ会議の利用を相当と認めるための要件として規律を設けることが考えられる。

さらに、ウェブ会議を利用する必要性が認められるとしても、ウェブ会議の利用を認めるべきでない要件について、公的機関において、省令又は通達に外形的な要件を明確に定め、その要件に該当するかどうかのみによって外形的・画一的に判断するものとすることが考えられる。例えば、遺言者以外の者が立ち会って遺言者に不当な影響を及ぼすリスクを低減させることを重視する立場からは、「高齢者の場合」、「遺言能力に影響を及ぼす可能性のある病気・症状の診断を受けている者の場合」など、真意性に影響を及ぼし得る外形的事情のいずれにも該当しないことが疎明された場合に限ってウェブ会議の利用が許容される旨の規律を省令等に設けて、その疎明がされない限り、ウェブ会議の利用の申出が相当であると認められないとすることが考えられる。他方で、一定の年齢以上であることや、特定の病気・症状の診断を受けていることは、遺言能力の有無と必ずしも一致するものではないとも考えられる。また、遺言能力として求められる程度は、遺言の内容によっても異なり得ることから、どの程度の遺言能力を念頭に規律を設けるのかも課題となる。公正証書遺言におけるウェブ会議の利用の相当性についての公証人による判断においても、こうした事情は、考慮要素の一つとはなるものの、最終的には、諸般の事情を公証人が総合考慮して判断するものとされている。これらを踏まえると、特定の外形的な事情に該当することをもって一律にウェブ会議が認められないとすることは、合理的でないという考え方もあり得る。

また、要件判断の在り方については、上記の事情の有無は公的機関におい

て実質的に審査することは困難であるとも考えられることから、例えば、ウェブ会議の利用の申出書等において、申出人の具体的な事情を記載する規律を設けた上で、公的機関においては、その記載内容の真否や適否にかかわらず、記載があることをもって、ウェブ会議の利用の相当性を画一的に認めることとした上で、その申出書等について、申請書類等と共に保存し、事後に疑義が生じた場合等には、申請書類等と同様に、遺言者や相続人等が閲覧することができるものとするとも考えられる。

なお、これまでの会議では、公的機関に実質的な審査を求めることも考えられるとした上で、保管を行う公的機関として家庭裁判所や公証人としてことが考えられる旨の指摘があったものの、保管事務を実施するための体制整備や公正証書遺言とのすみ分け等を考えると、慎重な検討を要するとも考えられる。

(3) 利害関係者等からの不当な働きかけの排除について

さらに、利害関係者等からの不当な働き掛けを排除し、遺言者が自由な意思の下で真意を述べることができるために、口述の際に周囲に遺言者以外の者がいない環境を設ける必要があるとの指摘がある。

この点、自筆証書遺言において、遺言者が全文等を自書する際、周囲に遺言者以外の者がいる可能性は排除されていないことからすれば、【乙案】又は【丙案】においても遺言の全文を口述する際、周囲に他人がいることを排除する必要性はないとも考えられる。さらに、そもそも【乙案】又は【丙案】においては、遺言の全文の作成過程に他人が介在している可能性がある上、遺言者が遺言の全文を口述する前に遺言の全文が既に電磁的記録又は書面に記録され、又は記載されているものであるから、遺言者が遺言の全文を口述する際に周囲に遺言者以外の者がいない環境を求めても遺言者の真意に影響を及ぼす程度は高くなく、当該環境を求める必要性はないとも考えられる。また、現状では、遺言をする主な層は高齢者であると考えられるところ、その中にはデジタル機器の操作に不慣れな者や身体等の障害により他者の介助を必要とする者も一定程度存在すると想定されることから、当該機器の操作等を補助する者や介助者を立ち会わせる必要性が生ずる場合もあると考えられ、そのような補助者又は介助者を立ち会わせることを認めないとする場合、ウェブ会議の利用が事実上大きく制約されることにもなりかねないとも考えられる。

そこで、遺言者が遺言の全文を口述する際、周囲に遺言者以外の者がいない環境を設ける必要性がないとして、同席者の有無については特段の規律を設けないとすることが考えられる。

他方で、遺言者が死亡して遺言の効力が発生した後に相続人等の間で紛

争が発生した際等に、遺言の成立過程をできる限り明らかにし、遺言者の真意に与え得る事情を記録することに意味があると考えれば、遺言者が口述する際、周囲に遺言者以外の者がいる場合には、その点を事後的に明らかにするため、当該者の本人確認をしてその記録を申請書類等と共に保存し、事後に疑義が生じた場合等には、申請書類等と同様に、遺言者や相続人等がその記録を閲覧することができるものとするとも考えられる。

また、遺言者の周囲に遺言者以外の者がいない環境を構築することが望ましいとの観点にも配慮した上で、ウェブ会議の利用を阻害しないようにするとの観点からは、上記2(1)のウェブ会議による登記簿の附属書類の閲覧の場合のように、ウェブ会議に係る機器の操作を補助する者や介助者以外の者が同席することを認めないこととした上で、これらの者が同席する場合には、あらかじめその同席者の氏名、住所、同席の目的等を申し出させ、ウェブ会議の際には、当該者の本人確認をするとともに、これらの記録を申請書類等と共に保存し、事後に疑義が生じた場合等には、申請書類等と同様に、遺言者や相続人等が閲覧することができるものとするとも考えられる。

5 成年被後見人の遺言における医師の立会い及び通訳人の通訳についてウェブ会議の利用を認めることの可否等

(1) 検討を要する方式の範囲

【乙案】又は【丙案】の方式による遺言における遺言者と公的機関との間、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言の新たな方式による遺言における遺言者と証人の間については、ウェブ会議の利用が認められるところ、遺言者本人に加えて、成年被後見人の遺言における医師の立会い及び通訳人の通訳に関して、ウェブ会議の利用を認めることの可否が別途問題となる。

また、公正証書遺言については、前記2のとおり、改正後の公証人法により、嘱託人（遺言者）のウェブ会議の利用を認める旨の規律が整備された上で、ウェブ会議による医師の立会いは相当ではないとされる一方、通訳人の通訳は認めるものと整理された（前記2(2)）ところ、本部会における新たな方式についての議論とのバランス等も踏まえ、医師の立会い及び通訳人の通訳についてもウェブ会議の利用を認めるか否か等を検討することが考えられる。

なお、中間試案では、自筆証書遺言、秘密証書遺言、隔絶地遺言及び在船者遺言について、ウェブ会議を利用した新たな方式を設けることとされていないことから、本部会資料では検討の対象としていない。また、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式である【甲1案】

について、ウェブ会議の方法により証人が立ち会うことができるものとする
ることについて引き続き検討するとされていることなどを踏まえ、やはり
検討の対象としていない。

(2) 成年被後見人の遺言における医師の立会いについて

5 ア 民法第973条は、成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復し
た時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならず、
遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上的障害
により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、
これに署名し、押印しなければならない旨規定する。

10 同条は、成年被後見人が事理弁識能力を回復した時に遺言をしたか否
かの紛争を防止する必要があるとの観点から、同人が遺言をする際に
いて、事理弁識能力を欠く状態にないこと（事理弁識能力が回復してい
ること）を証明する点にその趣旨があるとされるところ、その趣旨から
すれば、医師において、事理弁識能力の有無を極めて慎重に確認する必
15 要があることから、成年被後見人の状態を対面で確認する必要があると
考えられる。

イ 【乙案】又は【丙案】の方式による遺言においては、遺言者の真意に
基づくものであることを確保するために遺言者が遺言の全文を口述する
とされていることを踏まえると、成年被後見人の遺言に立ち会う医師は、
20 遺言者が事理弁識能力を欠く状態になかった旨を公的機関に申述するな
どし、その旨を公的機関が記録する必要があると考えられるところ、そ
の際、医師は対面で遺言者の状態を確認する必要があると考えられるた
め、医師と遺言者との間でウェブ会議の利用を認めることは相当でない
と考えられる。

25 これに対して、医師が遺言者とは対面である一方で、遺言者とともに
公的機関との間でウェブ会議を利用することを認める必要性が生じる場
合はあり得るものと考えられる。すなわち、医師は、遺言者の所在する
場所で立ち会い、その場で事理弁識能力を欠く状態になかったと判断し、
その旨を公的機関に申述することも考えられる。そのため、公的機関が
30 相当と認める場合に、遺言者及び医師と公的機関との間でウェブ会議を
利用することにより、医師を立ち合わせることができる旨の規律を設け
ることが考えられる。

ウ 遺言者の事理弁識能力の有無を判断するという医師の立会いの趣旨か
らは、医師が遺言者との間でウェブ会議を利用して立ち会うことを認め
35 ることは相当ではないことから、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言の
新たな方式による遺言について、ウェブ会議の利用を認める旨の規律を

設ける必要はないと考えられる。

エ 公正証書遺言において、医師は、遺言者が口授するところから公証人による署名押印等に至るまで、その手続の全過程に立ち会っていなければならないと解されているところ、改正後の公証人法において整理されたとおり（前記2(2)）、公証人、遺言者及び医師が一堂に会して手続を行う必要があり、ウェブ会議の利用を認めることは相当でないと考えられる。すなわち、公正証書遺言の作成においては、公証人が遺言者の真意の確認、判断能力の確認等を行うこととされているところ、成年被後見人が遺言をする場合には、事後的に遺言能力の有無を巡って紛争となる蓋然性が高く、事後の紛争を防止する必要性が高いことから、医師が遺言者の事理弁識能力を慎重に判断するため対面で立ち会うことが求められているのと同様、公証人においても、遺言者と対面してその能力等を判断することが適当であるから、ウェブ会議の利用を認める場面は想定し難く、ウェブ会議による医師の立会いを認める規律を設ける必要性は

(3) 通訳人の通訳について

遺言の方式要件として遺言者の口述等が求められる場面において、遺言者が、言語機能障害のために発話不能である場合のほか、聴覚障害や高齢等のために発話が不明瞭で、発話の相手方にとって聴取が困難な場合には、「口がきけない者」として通訳人の通訳が認められることとなると考えられる。そして、改正後の公証人法により、公正証書遺言については、公証人が遺言者からの申出を相当と認めるときはウェブ会議により通訳人が通訳をすることが認められており（公証人法第31条）、一般的にウェブ会議で通訳をすることが困難であるとは考えられないため、【乙案】及び【丙案】の方式による遺言においては公証人法と同様の規律を、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言の新たな方式の遺言においては特に制約なくウェブ会議で通訳人の通訳を認める旨の規律を設けることが考えられる。

以上